

労働基準広報 2015 No.1862 8/11

CONTENTS

特集 改正障害者法の差別禁止・合理的配慮提供指針—— 6

働く上での支障改善する措置講ず義務が過重な負担及ぼすなら提供義務負わない

改正障害者雇用促進法のうち、(1)障害者であることを理由とする差別的取扱いを禁止する「障害者に対する差別の禁止」と、(2)事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける「合理的配慮の提供義務」——などが、平成28年4月1日に施行される。これらについては、①すべての事業主を対象に、募集や採用に関して障害者であることを理由とする差別を禁止することなどを定めた「障害者差別禁止指針」、②すべての事業主を対象に、募集や採用時には障害者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をすることなどを定めた「合理的配慮指針」——が今年3月に策定されている。

(編集部)

●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>⑩ — 20

柔軟な労働時間制度で
働きやすさと生産性の向上に成果
～アステラス製薬株式会社～

●解釈例規物語⑦ — 28

第21条関係
試用期間中の解雇

(中川恒彦)

●転ばぬ先の労働法<紛争予防の誌上ゼミ>— 36

第24講 刑事事件として告訴・告発する場合④
詐欺罪が成立するケースでは取引先
と関係断絶する覚悟が必要なことも
(北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏)

●NEWS — 1

(平成26年の定期監督・法違反状況まとまる)
法違反率は2年ぶりに上昇し69.4%/(新
ジョブ・カード推進計画案)能開法に根拠定
め2020年300万人の取得を目指す/(新たな成
長戦略を閣議決定)月100時間超の残業行う事
業場の監督徹底を明記/ほか

●労働局ジャーナル — 41

GW・夏季とも連続休暇日数が増加
8事業場で朝型勤務の取組みも
[大阪労働局]

●連載 労働スクランブル⑭(労働評論家・
飯田康夫) — 42 ●労務資料 2014年度「働
く人からの悩み相談」統計結果 — 44 ●わた
しの監督雑感 栃木・日光労働基準監督署長
大島充 — 54 ●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

高年齢者 [60歳定年後に継続雇用の高齢者] 出向や転籍命じられるか	48	弁護士・荻谷聡史
雇用保険法 [海外派遣者に日本法人からも給与支払う] 失業給付の受給額は	50	特定社労士・大槻智之
賃金関係 [警察の取調べを理由に自宅待機命令] 休業手当の支払い必要か	52	弁護士・加藤彩

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内